

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

個人が受ける還付加算金

Q : 私は、小売業を営む個人事業者です。一昨年に比べ昨年は利益が落ちたため、今年の3月にした確定申告で、予定納税の一部が還付されることになっていました。先日税務署から届いた「還付金の振込通知書」には、還付金のほかに、還付加算金の金額の記載があるのですが、この還付加算金は税務上、どのような取り扱いになるのでしょうか？

A : 雑所得として取り扱われることとなります。

【解説】

源泉所得税額などの還付金や、更正の請求などにより生じた過誤納金の還付金には、納付があった日から、支払決定日までの期間に応じた、還付加算金が加算されます。

還付加算金は、国税を滞納した場合に延滞税が課されることとのバランスを考慮したもので、一種の利息にあたるものなのですが、今年の場合は利率が年4.1%（前年の11月30日の公定歩合+4%）になっています。

この還付加算金は、事業用以外の貸金の利子と性格が類似しているということで、雑所得として取り扱われることとされています。

したがってあなたの場合は、平成15年分の確定申告で雑所得として申告する必要があります。

なお、給与所得者が還付加算金をうけた場合、還付加算金の金額（雑所得の金額）が、20万円以下であれば、確定申告をする必要はないこととされています。

